公立大学法人熊本県立大学定款 新旧対照表

第17条 次に掲げる事項は、理事会の議を経なければならない。 第17条 次に掲げる事項は、理事会の議を経なければならない。 に関する (1) 中期目標について知事に対し述べる法人の意見及び年度計画に関する (1) 中期目標について知事に対し述べる法人の意見 事項 事項 (審議事項) (審議事項) 第20条 経営会議は、次に掲げる事項を審議する。 第20条 経営会議は、次に掲げる事項を審議する。 (1) 中期目標について知事に対し述べる法人の意見及び年度計画に関する (1) 中期目標について知事に対し述べる法人の意見 に関する 事項のうち、法人の経営に関するもの 事項のうち、法人の経営に関するもの (審議事項) (審議事項) 第23条 教育研究会議は、次に掲げる事項について審議する。 第23条 教育研究会議は、次に掲げる事項について審議する。 (1) 中期目標について知事に対し述べる法人の意見及び年度計画に関する (1) 中期目標について知事に対し述べる法人の意見 に関する 事項のうち、大学の教育研究に関するもの 事項のうち、大学の教育研究に関するもの